

令和9年度

放課後児童クラブ(公立)入所のご案内

保護者が就労・病気・介護などのために、放課後、家庭において十分に保育できない(保育を必要とする)児童を放課後児童クラブでお預かりします。

☒市立小学校に通う児童及び市長が必要と認めた児童

提出書類

①児童クラブ入所申請書

②家庭状況調査票

③保育を必要とする証明書類(就労の場合は就労証明書、病気の場合は診断書等、保育を必要とする理由によって異なります)

※③を提出していただく対象は、児童の父母及び同居住所地(同一の敷地内)にお住まいの64歳以下(令和9年4月1日時点)の祖父母です。世帯が別であっても対象となります。

※提出書類は、保育課窓口又は各クラブで10月1日(木)から配布します。また、市HPからダウンロードできます。

☒次の期間に直接又は郵送で〒355-8601松葉町1-1-58保育課へ(FAX不可)。

11月4日(水)～18日(水)平日午前8時30分～午後5時15分

入所決定 入所の決定は申込順ではありません。保育の必要性の高い順に入所を決定します。

クラブ名	所在地	電話番号	定員(人)	保育時間		最寄りの小学校
				平日	土曜日・1日開所の日 (春・夏・冬休み/県民の日/学校行事の振替休日)	
きらめきクラブまつに	東平555-3	23-1361	80	放課後～ 午後7時	午前7時30分～ 午後7時	松山第二小学校
きらめきクラブからこ	新郷8-2	23-1325	70			唐子小学校
きらめきクラブいちのかわ	市ノ川132-4	21-6480	80			市の川小学校
きらめきクラブたかさか	高坂1138	31-2360	130			高坂小学校
きらめきクラブしんめい	御茶山町7-2	24-3346	80			新明小学校
きらめきクラブのもと	下野本650-2 (野本小学校内)	81-7104	28			野本小学校
きらめきクラブさくらやま	桜山台5 (桜山小学校内)	81-5302	25			桜山小学校

※上記クラブは、指定管理者(シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社)による運営です。

☒保育課☎21-1407☎23-2239

次の民営クラブの申込方法や受付日程等は各施設へ直接お問い合わせください。

クラブ名	所在地	電話番号	最寄りの小学校
第1竹の子クラブ	市ノ川669-1	24-0792	市の川小学校
第2竹の子クラブ			
まつたけクラブ	材木町10-12	22-0070	松山第一小学校
第1おおどりクラブ	石橋1566-1	23-4817	青鳥小学校
第2おおどりクラブ			
第3おおどりクラブ	石橋1528	53-5100	大岡小学校
ひまわりクラブ	大谷3209-44	39-1943	
第1さくらやまクラブ	田木670-4	35-2680	桜山小学校
第2さくらやまクラブ	田木655-2	34-6580	
第1たんぽぽクラブ	六軒町18-11	25-1030	新宿小学校
第2たんぽぽクラブ	新宿町12-11	81-5435	
第3たんぽぽクラブ	新宿町11-5	59-8223	
第1のもとクラブ	下野本626-1	22-8019	野本小学校
第2のもとクラブ			
第3のもとクラブ	上野本2222-1	53-6180	松山第一小学校・新明小学校
放課後児童クラブこぼと	本町2-3-12松井ビル2階3階	25-3722	
かるがも学童クラブ	毛塚756-1	81-7922	



市HP

児童手当

☒高校生年代までの児童を養育している人

手当額(月額)

年齢	第1子・第2子	第3子以降(多子加算)
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳から高校生年代まで	10,000円	

※高校生年代とは18歳到達後の最初の3月31日までの児童をいいます。

※多子加算の算定対象については、親等の経済的負担がある場合に限りです。

支払時期

原則、偶数月の15日(15日が土・日曜日、祝日の場合はその直前の平日)に前2か月分の手当を支給します。

出生・転入等があった人

手当を受けるためには、児童を養育している人(父母の場合、所得が多い人)が住所地の市区町村に申請(認定請求)を行う必要があります。手当は、原則申請のあった翌月分から支給します。

ただし、出生日又は転出予定日(前住所地で届け出た東松山市に住み始める日)の翌日から15日以内に申請をした場合は、出生日、転出予定日の翌月から受け

られる特例があります。15日目が土・日曜日・祝日にあたる場合は翌開庁日までとなります。里帰り出産をする人等は申請が遅れないようご注意ください。

公務員の児童手当

公務員の児童手当は勤務先から支給されます。新たに公務員になった人は、採用日の翌日から15日以内にこども支援課に「受給事由消滅届」を提出し、勤務先に認定請求をしてください。また、退職した人は退職日の翌日から15日以内にこども支援課で認定請求をしてください。

申請に必要なもの

請求者の振込口座の分かるもの、請求者及び配偶者のマイナンバーカード又はマイナンバー記載の住民票、来庁者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証等)

※請求者及び児童が外国籍の人はそれぞれ在留カード又は特定在留カードが必要です。

☒申・☒問こども支援課

☎21-1461☎23-2239



市HP

日本スリーデーマーチ開催に伴う交通規制、市役所駐車場等の利用制限

期間中は交通規制などが行われ会場周辺が混雑しますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

市役所駐車場の利用制限

次の期間に市役所へ車でお越しの人は、立体駐車場をご利用ください。そのほかの駐車場は、利用できませんのでご注意ください。また、西側駐車場の電気自動車等用急速充電器も利用できません。

☒10月28日(水)～11月4日(水)

☒管財課☎21-1423☎23-2236

参加者用臨時駐輪場

日本スリーデーマーチ期間中、松山中学校中庭に臨時駐輪場を設置します。

☒下水道施設課

☎22-3881☎22-4389

市民福祉センター浴場の一般利用中止

☒10月31日(土)～11月2日(月)の3日間は、正午以降は利用できません。※午前10時～正午は利用可(受付は午前11時30分まで)

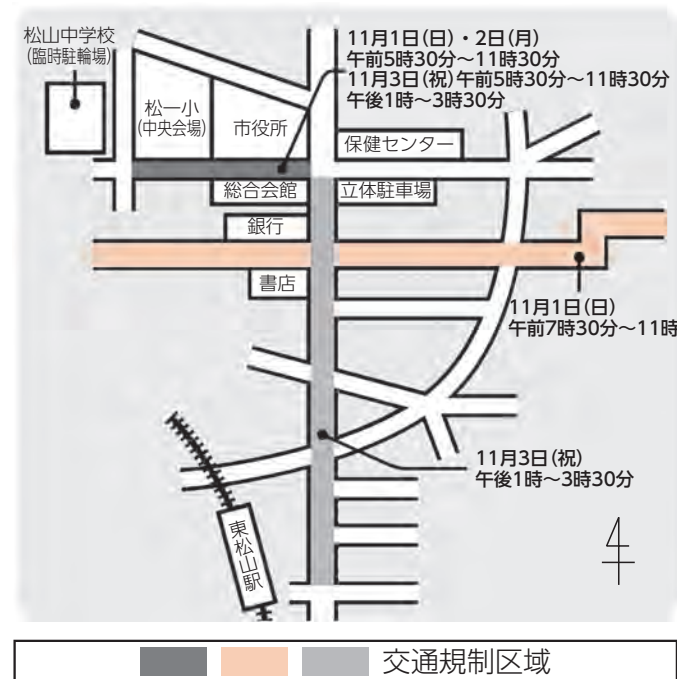
☒市民福祉センター

☎23-1251☎23-8898

中央会場周辺の交通規制

パレードの中止

新明小学校からのパレードは中止します。東松山駅から中央会場までは交通規制をして、鼓笛隊を含む歓迎演奏は引き続き実施します。



☒スポーツ課☎21-1439☎23-2239